

店頭外国為替証拠金取引説明書 MT4

当社が取り扱う店頭外国為替証拠金取引 MT4を取引されるにあたっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解ください。

店頭外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨レートの変動により損失が生じることがあります。また店頭外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引くださいますようお願い申し上げます。

目 次

1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	2
2. MT4の仕組みについて	3
3. MT4の手続きについて	8
4. 店頭外国為替証拠金取引に係るリスク事項	9
5. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	11
6. 当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について	14
7. 店頭外国為替証拠金取引等に関する主要な用語	15

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である店頭外国為替証拠金取引について説明します。

1. 店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

本説明書は、店頭外国為替証拠金取引の仕組み、店頭外国為替取引のリスク等を説明する説明書であり、受託契約の締結前に、お客様に対し交付することが義務付けられている事前交付書面に該当します。お客様は、本説明書の内容を熟読し、ご理解いただいた上で、口座開設をお申込くださいますようお願いいたします。

(1) 店頭外国為替証拠金取引の対価の額(建単価×取引数量)は、その取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比べて大きいことから、その損失額はお客様が預託している証拠金額を上回ることがあります。

(2) 政治経済金利情勢等による通貨レートの変動や、通貨間の金利差調整額(以下「スワップポイント」)及びロスカット等により損失が生じ、その損失額が預託している証拠金額を上回ることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。

(3) 相場状況の急変により売付レートと買付レートのスプレッド幅が広がり、意図した取引ができずに損失が生じ、その損失額が預託している証拠金額を上回ることがあります。

(4) 取引システムまたは金融商品取引業者及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えない可能性があります。また、システム障害等によりプライスの提示や取引が停止することがあります。

(5) 損失限定を意図した特定の注文方法(逆指値注文)は、市場の状況によってはスリッページが発生し有効に機能しないことがあります。市場レートが一方向にかつ急激に変動した場合、または週初にギャップが発生した場合など、お客様の指定レートよりも不利なレートで約定し意図しない損失が生じ、その損失額が預託している証拠金額を上回ることがあります。

(6) お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

(7) 取引手数料は、取引コースにより異なります。

新規建ての際に往復の取引手数料(1万通貨コースは約定金額の0.016%、10万通貨コースは約定金額の0.01%、50万通貨コースは約定金額の0.007%)が一旦評価損益に反映され、決済時に確定し口座より引き落とされます。(外貨同士の通貨ペアの場合は、清算通貨で求められる約定金額を円評価計算し、小数点以下の端数については四捨五入となります。)

(8) 当社は、お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を、次の金融機関と行っています。

Hantec Markets (Australia) Pty Limited(先物取引業)
オーストラリア証券投資委員会(ASIC)326907

(9) 当社は、お客様から預託を受けた証拠金を株式会社三井住友銀行における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理しております。

2. MT4の仕組みについて

<取引の方法>

(1)通貨ペア、通貨記号、最小取引数量及び最小変動幅は下表の通りです。

通貨ペア	通貨記号	1万通貨コース 最小取引数量	10万通貨コース 最小取引数量	50万通貨コース 最小取引数量	呼び値の最 小 変 動 幅
米ドル/日本円	USD/JPY	10,000米ドル	100,000米ドル	500,000米ドル	0.001
ユーロ/日本円	EUR/JPY	10,000ユーロ	100,000ユーロ	500,000ユーロ	0.001
イギリスポンド/日本円	GBP/JPY	10,000 イギリスポンド	100,000 イギリスポンド	500,000 イギリスポンド	0.001
オーストラリアドル/日本円	AUD/JPY	10,000 オーストラリアドル	100,000 オーストラリアドル	500,000 オーストラリアドル	0.001
ニュージーランドドル/日本円	NZD/JPY	10,000 ニュージーランドドル	100,000 ニュージーランドドル	500,000 ニュージーランドドル	0.001
カナダドル/日本円	CAD/JPY	10,000カナダドル	100,000カナダドル	500,000カナダドル	0.001
スイスフラン/日本円	CHF/JPY	10,000スイスフラン	100,000スイスフラン	500,000スイスフラン	0.001
ユーロ/米ドル	EUR/USD	10,000ユーロ	100,000ユーロ	500,000ユーロ	0.00001
イギリスポンド/米ドル	GBP/USD	10,000 イギリスポンド	100,000 イギリスポンド	500,000 イギリスポンド	0.00001
米ドル/スイスフラン	USD/CHF	10,000米ドル	100,000米ドル	500,000米ドル	0.00001
ユーロ/イギリスポンド	EUR/GBP	10,000ユーロ	100,000ユーロ	500,000ユーロ	0.00001
オーストラリアドル/米ドル	AUD/USD	10,000 オーストラリアドル	100,000 オーストラリアドル	500,000 オーストラリアドル	0.00001
ニュージーランドドル/米ドル	NZD/USD	10,000 ニュージーランドドル	100,000 ニュージーランドドル	500,000 ニュージーランドドル	0.00001
米ドル/カナダドル	USD/CAD	10,000米ドル	100,000米ドル	500,000米ドル	0.00001
ユーロ/カナダドル	EUR/CAD	10,000ユーロ	100,000ユーロ	500,000ユーロ	0.00001
ユーロ/スイスフラン	EUR/CHF	10,000ユーロ	100,000ユーロ	500,000ユーロ	0.00001
ユーロ/オーストラリアドル	EUR/AUD	10,000ユーロ	100,000ユーロ	500,000ユーロ	0.00001
ユーロ/ニュージーランドドル	EUR/NZD	10,000ユーロ	100,000ユーロ	500,000ユーロ	0.00001
イギリスポンド/カナダドル	GBP/CAD	10,000 イギリスポンド	100,000 イギリスポンド	500,000 イギリスポンド	0.00001
イギリスポンド/スイスフラン	GBP/CHF	10,000 イギリスポンド	100,000 イギリスポンド	500,000 イギリスポンド	0.00001
イギリスポンド/オーストラリアドル	GBP/AUD	10,000 イギリスポンド	100,000 イギリスポンド	500,000 イギリスポンド	0.00001
イギリスポンド/ニュージーランドドル	GBP/NZD	10,000 イギリスポンド	100,000 イギリスポンド	500,000 イギリスポンド	0.00001
カナダドル/スイスフラン	CAD/CHF	10,000カナダドル	100,000カナダドル	500,000カナダドル	0.00001
オーストラリアドル/カナダドル	AUD/CAD	10,000 オーストラリアドル	100,000 オーストラリアドル	500,000 オーストラリアドル	0.00001
オーストラリアドル/スイスフラン	AUD/CHF	10,000 オーストラリアドル	100,000 オーストラリアドル	500,000 オーストラリアドル	0.00001
オーストラリアドル/ニュージーランドドル	AUD/NZD	10,000 オーストラリアドル	100,000 オーストラリアドル	500,000 オーストラリアドル	0.00001
ニュージーランドドル/カナダドル	NZD/CAD	10,000 ニュージーランドドル	100,000 ニュージーランドドル	500,000 ニュージーランドドル	0.00001
ニュージーランドドル/スイスフラン	NZD/CHF	10,000 ニュージーランドドル	100,000 ニュージーランドドル	500,000 ニュージーランドドル	0.00001

(2) 必要証拠金

必要証拠金は、レバレッジ200倍では約定金額の0.5%、100倍では約定金額の1%、50倍では約定金額の2%、25倍では約定金額の4%の証拠金が必要です。

* 個人のお客様は25倍限定です。

* 外貨同士の通貨ペアの場合は、清算通貨で求められる約定金額を円評価し計算を行い、小数点以下の端数については四捨五入となります。

* 200倍を選択された場合でも最大レバレッジは、外国為替市場の状況に応じて通貨ペアごとに変更される可能性があります。

<http://www.gaitamefinest.com/common/leverage.html>

(3) 1回あたりの最大発注数量及び部分決済

1回の最大発注数量は、取引証拠金の範囲内で上限10,000,000米ドル(或いは相当額)です。

取引通貨ペアにより最大発注可能ロット数が異なりますのでお取引の際は充分ご注意ください。

部分決済は、0.01ロット以上の場合に限り有効です。1ロットは100,000通貨です。

(4) 取引レート

当社がインターバンク市場で取引されている最新の外国為替レートを基に、お客様の売付レートと買付レートを同時に提示します。

(5) ロスカット

相場動向がお客様のポジションに対して不利な方向へ動いた場合、証拠金維持率が100%になった時点、またはそれを下回った時点で、評価損の大きいポジションから順に、証拠金維持率が100%以上に回復するまで、成行注文で強制決済します。また急激な相場変動等、為替レートの状況(スリッページを含む)によっては、決済が不可能になることや不利なレートで約定され意図しない損失が生じることがあります。お客様の損失額が預託されている口座残高を上回り、口座残高がマイナスとなった場合、お客様は当社が定める期間までに不足金(残債務)の弁済を行わなければなりません。

【計算式】

証拠金維持率(%) = 有効証拠金 ÷ 必要証拠金 × 100

有効証拠金 = 口座残高 + (評価) 損益 + (累積) スワップ - 取引手数料

【計算例】

有効証拠金 = 1,000,000円(口座残高1,500,000円、評価損益 - 450,000円、累積スワップ - 35,000円、取引手数料 - 15,000円)、必要証拠金 = 1,000,000円の時、

証拠金維持率は、1,000,000円 ÷ 1,000,000円 × 100 = 100%

証拠金維持率が100%となり、ロスカットが執行され評価損の大きいポジションから順に、証拠金維持率が100%以上に回復するまで強制決済されます。

【マージンアラート機能】

証拠金維持率が133%以下になった時点で、取引画面上の証拠金維持率のバックカラーが、グレーからピンクに変わり、証拠金維持率が133%以上に回復した場合はピンクからグレーに戻ります。

(6) 取引手数料

取引手数料は、新規建ての際に往復の取引手数料(1万通貨コースは約定金額の0.016%、10万通貨コースは約定金額の0.01%、50万通貨コースは約定金額の0.007%)が一旦評価損益に反映され、決済時に確定し口座より引き落とされます。(外貨同士の通貨ペアの場合は、清算通貨で求められる約定金額を円評価計算し、小数点以下の端数については四捨五入となります。)

【計算例】50万通貨コースの場合

米ドル/日本円のレートが110.000円の時に、500,000通貨(500,000米ドル)を新規建てすると、往復の取引手数料は、**110円 × 500,000通貨 × 0.007% = 3,850円**となります。

(7) 取引時間

①取引時間(日本時間)は下表の通りです。

米国標準時	月曜日午前7時05分～土曜日午前6時55分 * 定期メンテナンス時間：火曜日～金曜日の午前6時55分～午前7時05分(10分間)
米国夏時間	月曜日午前6時05分～土曜日午前5時55分 * 定期メンテナンス時間：火曜日～金曜日の午前5時55分～午前6時05分(10分間)

* メンテナンス中は一切のお取引、発注、約定ができません。

②上記表以外のお取引できない日

・すべての市場の休場日(1月1日など)

・システム障害時等其他当社がお取引できないとした時間

* 海外市場の休場等により取引時間に変更になる場合は事前に当社ホームページ上に掲載いたします。また、上記の取引時間内であっても当社及びインターバンク外国為替市場等が機能できない場合は、予告無く取引を短縮・中断及び中止することがあります。

* ロールオーバー後15分間は、クイック入金、口座間振替、出金ができないことがあります。しばらく経ってから再度お手続きください。

* 取引時間外にメンテナンスを行うことがあります(不定期)。メンテナンス中は一切のお取引、発注、約定ができませんので、ご注意ください。

(8) 注文の種類及び方法

買建て・売建ていずれも可能です。決済方法は反対売買による差金決済とします。また当社は現引き・現渡しは取り扱っておりません。注文はインターネット経由のみとし、電話及びそれ以外の手段による注文の受託はシステム障害時及び停電等による不測の事態等を含めて如何なる場合においても一切行わないのでご了承ください。

(9) 両建て取引

両建て取引を行うことは可能です。但し、スワップポイント(詳細は(11)スワップポイントをご覧ください。)により逆ザヤが生じることがあること、取引手数料が二重にかかること、決済時にスプレッドによるコストの負担が二重に発生し損失が生じること及び必要証拠金が二重にかかること等のデメリットがあり、経済的合理性を欠く取引であることをご認識のうえ、お客様ご自身の判断でお取引くださいますようお願い申し上げます。

(10) ロールオーバー

ロールオーバーとは毎営業日、ポジションを決済されなかった場合、自動的に翌営業日にポジションを繰り越すことをいいます。ロールオーバーは、日本時間火曜日～金曜日の午前7時00分(米国夏時間は午前6時00分)、土曜日に限り午前6時55分(同時間は午前5時55分)。

(11) スワップポイント

スワップポイントとは、通貨ペアの2通貨間の金利差から生じる金利差調整額のことをいいます。日々のロールオーバー時にスワップポイントが発生し、決済時までには累積されたスワップポイントは取引決済時に取引証拠金に加算されます。スワップポイントは、お客様がポジションを決済するまで、受払いが発生します。

* お客様が受け取るスワップポイントと支払うスワップポイントには差が生じます。

* 金利の高い通貨を買い建てた場合、スワップポイントを受け取るようになりますが、金利の高い通貨を売り建てた場合は、スワップポイントを支払うことになります。

* 取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることがあります。また、支払いから受取りに転じることもあります。

* 同一通貨ペアについてのスワップポイントは、お客様が受け取る場合の方が支払う場合よりも小さくなっています。

* 通貨間の金利差が小さい時は、売り建て買い建てともに支払いとなることがあります。

<入出金、口座間振替について>

(1) 入金

MT4に必要な証拠金は、銀行振込またはクイック入金にて、当社指定の銀行口座にお振込ください。当社では、有価証券等を証拠金に充当することはできません。また、いかなる場合においても、現金の取扱いはいたしませんのでご了承ください。

(2) 口座間振替

当社の PRO、EVO 並びに MT4・ZERO の取引口座より、MT4取引口座へ証拠金の振替が可能です。振替手続きは、当社ホームページ(<http://www.gaitamefinest.com/>)の「マイページ」より行ってください。

(3) 出金及び出金手数料

当社は、お客様の出金依頼到着日(*)から原則翌々営業日までにお客様指定の振込先銀行口座へ出金いたします。出金額5,000円以上に限り出金手数料は無料です。ただし、出金額5,000円未満の場合は、432円の振込手数料を徴収し出金額より差引くものとします。なお出金はご登録の銀行口座への振込に限ります。

(*) 出金依頼の当日分締め切り時間は毎営業日16時00分(日本時間)とし、16時00分以降の出金依頼につきましては翌営業日扱いとします。

【出金に係る注意事項】

* 口座残高が432円以下で出金した場合は、振込額は0円、口座残高が0円となります。

* 振込は取引口座ごとに行い、同一名義でも取引口座番号が異なる場合は、名寄せは行いません。

<証拠金について>

(1) 証拠金の種類

① 口座残高

入出金額に実現売買損益を加算した金額で、ポジションがある場合の評価損益を含みません。

② 有効証拠金

口座残高にポジションの評価損益と累積スワップポイントを加算または減算した金額です。

③ 必要証拠金

ポジションを保有(維持)するために必要な証拠金のこと、レバレッジ200倍では約定金額の0.5%、100倍は約定金額の1%、50倍は約定金額の2%、25倍は約定金額の4%が必要です。

* 個人のお客様は、25倍限定です。

④ 余剰証拠金

有効証拠金から必要証拠金を差し引いた金額のこと、余剰証拠金の範囲内であればポジションの新規建てまたは取引口座からの出金が可能です。

(2) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

リアルタイムに算出される評価損益は、ポジションを決済するまで有効証拠金に反映され、決済時に口座残高に反映されます。ポジションのロールオーバーに伴い発生するスワップポイントは、決済するまで有効証拠金に累積され、決済時に口座残高に反映されます。

<益金に係る税金>

個人のお客様が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金(売買による差益及びスワップ金利(スワップポイント)収益)は、2012年1月1日以降の取引の決済分からは、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税(*)が0.315%(所得税額15%×2.1%)、地方税5%)となります。その損益は、差金等決済をした取引所 FX 取引や他の先物取引との損益通算が可能となり、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降最大3年間の損失の繰越控除が可能となります。

(*)復興特別所得税は、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額(利益に対して、0.315%)が、追加的に課税されるものです。

法人が行った店頭外国為替証拠金取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、お客様の店頭外国為替証拠金取引について差金等決済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

3. MT4の手続きについて

(1)口座開設

口座開設申込みに際し、MT4の概要や取引特有のリスクについて説明書を熟読し、内容を十分ご理解のうえ、お客様ご自身の判断と責任において口座開設をお申し込みください。当社では適合性の原則に則り取引開始基準を設け、取引経験・金融資産状況・年齢(満20歳以上75歳未満)等を勘案し審査を行い、当社が承諾した場合に限り口座を開設いたします。なお、口座開設審査内容につきましては、審査結果に関わらず非開示とします。

(2)注文の指示事項

注文をするときは、インターネット上に設定した取引システムからのオンライン注文に限ります。当社規定の取引時間内に、次の事項を正確に指示してください。

- ① 注文する通貨ペア
- ② 新規注文か決済注文の別
- ③ 売りまたは買いの別
- ④ 注文数量
- ⑤ レート及び注文の種類(成行、指値及び逆指値など)
- ⑥ 注文の有効期限
- ⑦ その他お客様の指示によることとされている事項

成行注文はレートを指定せず、通貨ペアの別、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法を指します。お客様からの注文を当社が受け付けた時の市場レートで約定されるため、お客様の発注時に取引画面に提示されていた取引レートと、実際の約定レートとの間に差(スリッページ)が生じることがあります。スリッページは、お客様の端末と当社の取引システム間の通信、発注から受注、約定までに要する時間の経過に伴い発生するもので、お客様にとって有利になることもあれば、不利になることもあります。また為替相場の急激な変動や市場の流動性低下等により、発注された成行注文が失効されることがありますので、ご了承ください。

<取引成立の報告>

(1)入出金及び取引成立の報告

お客様より入出金があったとき、また注文が成立したときは、入出金金額、取引時間、取引内容、売買損益、スワップポイントの受払い、評価損益などが取引報告書に記載されます。当社では、取引報告書を電磁的方法によりお客様のご登録メールアドレス宛に配信いたします。取引報告書はお客様ご自身が取引システムから閲覧またダウンロードすることも可能ですが、郵送などによる書面の交付は原則行いません。

(2)その他

当社からの通知書や取引報告書の内容を必ずご確認の上、万一記載内容に相違または疑義がありましたら、速やかに下記問い合わせ先までご連絡願います。

【問い合わせ先】

外為ファイネスト株式会社 カスタマーサポート
電話番号：0120-217-033(フリーダイヤル)
受付時間：平日9時00分～18時00分
電子メール：id-fxinfo@gaitamefinest.com

4. 店頭外国為替証拠金取引に係るリスク事項

店頭外国為替証拠金取引には様々なリスクが存在します。お客様はお取引を開始される前に取引に伴うリスクについて十分にご理解していただく必要があります。なお、下記のリスクは、店頭外国為替証拠金取引の典型的なリスクを示したもので、すべてのリスクを示すものではありません。

(1) 価格変動リスク

店頭外国為替証拠金取引は、通貨レートの変動により損失を被るリスクがあり元本が保証されるものではありません。市場の状況によっては預託証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。成行注文はレートを指定せず、通貨ペアの別、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法を指し、インターバンク市場で取引されるため通常時を含め市場の変動時や市場の閑散等により提示されたレートと異なるレートで約定されることがあり、また発注された注文が失効されることがあります。

(2) レバレッジ効果によるリスク

店頭外国為替証拠金取引は、レバレッジ効果(てこの作用)により実際の取引対価の額が証拠金の額より大きくなるため、外貨預金等の通貨取引に比べ小額の証拠金で大きな利益を得ることが可能ですが、反対に預託した証拠金を超える損失を被ることがあります。

(3) 流動性リスク

ドル、円、ユーロ等主要通貨の場合、通常高い流動性があります。しかし、主要国の祝日、ニューヨーク市場終了時、週初オープン時など市場参加者が少ないときには、通常よりもスプレッドが拡大する場合や、レートの提示が困難になることがあります。また、天変地変、戦争、テロ、政変、為替管理政策の変更等の特殊状況下では、お取引が一時的または一定期間不可能となることがあります。

(4) オンライン取引システム利用のリスク

オンライン取引システムでの取引の場合、受注に人を介さないため、お客様ご自身の注文の誤入力により、意図した注文が約定しないまたは意図しない注文が約定するリスクがあります。また、オンライン取引システムは、当社またはお客様の PC、通信・システム機器、通信回線等の故障・障害等または当社オンライン取引システム自体の障害等により、一時的または一定期間にわたって利用できないリスクがあります。その他、オンライン取引システムを利用する際に使用される口座番号、ユーザー名、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴等により漏れるリスク、その情報を第三者が悪用することにより損失が発生するリスクがあります。システム障害等により、注文の発注、執行、確認、取消し等が行えないことがあります。

(5) 信用リスク

当社の信用状況によってお客様が損害を被るリスクが存在します。当社はお客様からの注文は全てカバー取引を行っているため、カバー先の信用状況に対するリスクも存在します。

(6) スリッページリスク

お客様が成行注文を発注する時に取引画面に提示されていた取引レートと、実際の約定レートとの間に差(スリッページ)が生じることがあります。MT4では、お客様が発注した指値注文、逆指値注文は、その指値に達した時点で注文が執行されるため、スリッページが生じることがあります。スリッページは、お客様の端末と当社の取引システム間の通信、発注から受注、約定までに要する時間の経過に伴い生じるもので、お客様にとって有利になる場合と不利になる場合があります。

取扱いに係る留意事項

- (1) 重要な経済指標発表時前後等急激な相場変動時においては、通常取引時と比べスプレッドが拡大したり、注文の成立が遅れる可能性があります。また注文が約定しない可能性やレート配信が困難となる可能性、お客様の指定レートよりも不利なレートで約定し、意図しない損失を被る可能性があります。
- (2) システム障害等によりレートの提示や取引が停止することがあります。
- (3) 週末のポジションの持越しは金曜日のニューヨーク市場のクロージングレートと月曜日のオープニングレートに乖離が発生する可能性があるため取引リスクが増大します。
- (4) 取引システムのデモ口座で表示している取引レートは、ライブ口座で表示しているものとは異なり、成行注文、指値注文及び逆指値注文等につきましても、その約定結果は、ライブ口座において同じ結果を約束するものではありません。相場が大きく動く時ほど、デモ口座とライブ口座との取引レートや約定結果に違いが出る可能性がありますので、ご注意ください。

バッドティック(レートの誤表示)発生時の当社の対応について

当社では、市場レートとかい離れた異常レートはフィルタリングで排除するよう工夫しておりますが、万が一バッドティック(レートの誤表示)が発生してしまった場合は、本来あるべき正常なレート(カバー先及びそのカウンターパーティーが判断する整合性のあるレート)に基づき、バッドティックによって約定された注文(新規・決済・成行・指値・逆指値等)に関しては、無効とします。また、ロスカットが執行されたポジションは、執行前の状態に戻します。なお、バッドティック発生によって生じた利益の出金並びに同利益にて新規に建てられたポジションにつきましては、すべて無効とします。

5. 店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、またはお客様のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、以下の事項について遵守しなければなりません。

(1) 店頭外国為替証拠金取引契約（お客様を相手方とし、またはお客様のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結またはその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為

(2) お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤解させるおそれのあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

(3) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていないお客様に対し、訪問または電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあるお客様（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭外国為替証拠金取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭外国為替証拠金取引の残高を有する者に限りま）に対する勧誘及び外国貿易その他の店頭外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）

(4) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為

(5) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、お客様があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為または勧誘を受けたお客様が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為

(6) 店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話または訪問により勧誘する行為

(7) 店頭外国為替証拠金取引について、お客様に損失が生ずることになり、またはあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己または第三者がその全部若しくは一部を補てんし、または補足するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(8) 店頭外国為替証拠金取引について、自己または第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため当該お客様または第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様またはその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、または第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

(9)店頭外国為替証拠金取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、またはお客様の利益に追加するため、当該お客様または第三者に対し、財産上の利益を提供し、または第三者に提供させる行為

(10)本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと

(11)店頭外国為替証拠金取引契約の締結またはその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

(12)店頭外国為替証拠金取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、またはお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、またはこれを提供させる行為を含みます。)

(13)店頭外国為替証拠金取引契約の締結または解約に関し、偽計を用い、または暴行若しくは脅迫をする行為

(14)店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部または一部の履行を拒否し、または不当に遅延させる行為

(15)店頭外国為替証拠金取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭、有価証券その他の財産または証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為

(16)店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様にあらかじめ明示しないで当該お客様を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為

(17)あらかじめお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為

(18)個人である金融商品取引業者または金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為

(19)店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及びレートのうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)

(20)店頭外国為替証拠金取引行為につき、お客様に対し、当該お客様が行う店頭外国為替証拠金取引の売付または買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

(21)通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。22.において同じ。)につき、お客様が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が、金融庁長官が定める額(個人のお客様については、想定元本の4%。22.において同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該お客様にその不足額を預託させることなく当該取引を継続すること

(22)通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻におけるお客様が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が、金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該お客様にその不足額を預託させることなく取引を継続すること

(23)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合(注文時のレートより約定レートの方がお客様にとって不利な場合)には、お客様にとって不利なレートで取引を成立させる一方、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合(注文時のレートより約定レートの方がお客様にとって有利な場合)にも、お客様にとって不利なレートで取引を成立させること

(24)お客様にとって不利なレートで取引を成立させるスリッページの範囲を、お客様にとって有利なレートで取引を成立させるスリッページの範囲よりも広く設定すること(お客様がスリッページを指定できる場合に、お客様にとって不利なレートで取引を成立させるスリッページの範囲が、お客様にとって有利なレートで取引を成立させるスリッページの範囲よりも広くなるよう設定しておくことを含む。)

(25)お客様にとって不利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限を、お客様にとって有利なスリッページが発生する場合に成立させる取引額の上限よりも大きく設定すること

6. 当社の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について

【当社の概要】

外為ファイネスト株式会社 関東財務局長(金商)第102号
東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビルディング
一般社団法人金融先物取引業協会加入 会員番号1586
当社が契約する特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関
特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
資本金: 4億1500万円
主な事業: 第一種金融商品取引業(店頭外国為替証拠金取引業務)
設立年月: 平成11年3月

【店頭外国為替証拠金取引に関するお問い合わせ】

窓口: カスタマーサポート
受付時間: 平日 9時00分～18時00分
受付方法: 電話番号 0120-217-033(フリーダイヤル)
電子メール id-fxinfo@gaitamefinest.com

【苦情受付窓口】

窓口: コンプライアンス部
受付時間: 平日 9時00分～18時00分
受付方法: 電話番号 0120-217-033(フリーダイヤル)
電子メール id-fxinfo@gaitamefinest.com

【苦情処理・紛争解決】

苦情処理・紛争解決について、金融商品取引業者及びお客様が利用可能な指定紛争解決機関は、次のとおりです。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
電話番号: 0120-64-5005(フリーダイヤル)
URL: <https://www.finmac.or.jp/html/form-soudan/form-soudan.html>
東京事務所: 東京都中央区日本橋茅場町2-1-13第三証券会館
大阪事務所: 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5大阪平和ビル

7. 店頭外国為替証拠金取引に関する主要な用語

・インターバンク市場

銀行間取引市場のこと。中央銀行、市中銀行、大手証券会社、為替ブローカーにより構成され、参加者は電話や電子機器端末で直接または仲介によって外国為替取引を相対取引で行う。

・営業日(えいぎょうび)

当日の取引が終了し、翌日の取引へ切り替わる一日の節目のこと。

日本時間では米国東部標準時間時は朝7時00分、米国東部夏時間時は朝6時00分が節目。

・エキスパートアドバイザー(Expert Advisor=EA)

MT4上で起動させることができる自動売買用のプログラムのこと。

・MT4(エム・ティー・フォー)

MT4(Meta Trader 4)は、ロシアの Meta Quotes 社が開発した高機能チャート・トレーディングソフトウェアで、チャートや独自のテクニカル指標を作成できるなど、取引を行う上での機能が充実しており、様々な分析によるトレードが実現できます。手動での取引はもちろんのこと、独自の取引手法プログラムを作成し、システムトレード(自動売買)を行うことも可能。

・オーダー

取引の注文を出すこと。または出している注文。

・オー・シー・オー注文(OCO Order)

One Cancels Other Order の略。異なる指値(逆指値)注文を同時に出し、一方の注文が約定したことにより、もう一方の注文が自動的に取消される注文。

・オー・ティー・シー取引(OTC)

Over-the-Counter Transaction の略。取引所を介さずに当事者間で直接行う相対取引のこと。

・カウンターパーティ

取引の相手方のこと。ヘッジ先のこと。

・カバー取引

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う店頭外国為替証拠金取引のレート変動によるリスクの減少を目的として、当該店頭外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引または店頭外国為替証拠金取引。

・逆指値注文(ぎゃくさしねちゅうもん)

買い注文では現在のレートよりも高い値段、売り注文では現在のレートよりも安い値段を指定して発注する方法。MT4では、あらかじめ指定した値段になった時、または指定した値段を超えた時に成行で発注。

* 実際の約定レートはトリガープライスよりも有利になる場合と不利になる場合があります。

・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者。

・区分管理信託(くぶんかんりしんたく)

金融商品取引法において、金融商品取引業者がお客様から預かった証拠金を自社の資産と分け、信託口座で管理すること。

・口座間振替(こうざかんふりかえ)

同一名義のお客様の証拠金の一部または全額を別商品の取引口座へ振り替えること。

・裁判外紛争解決制度(さいばんがいふんそうかいけつせいど)

訴訟手続きによらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続き。ADRともいう。

・差金決済(さきんけつさい)

先物取引やオプション取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法。

・指値注文(さしねちゅうもん)

買い注文では現在のレートよりも安い値段、売り注文では現在のレートよりも高い値段を指定して発注する方法。MT4では、あらかじめ指定した値段になった時、または指定した値段を超えた時に成行で発注。

* 実際の約定レートはトリガープライスよりも有利になる場合と不利になる場合があります。

・証拠金(しょうきん)

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金。証拠金には、取引成立の際に差し入れる当初証拠金と建玉について割り込むことができない維持証拠金の区分がある。お客様が差し入れている証拠金額が維持証拠金額を下回った場合には、当初証拠金の水準まで追加証拠金を差し入れなければならない。

・ショートポジション

為替取引用語で、通貨の売り持ちの状態。「ショート」ともいう。売り残高が買い残高を超過している状態。ドル円で「ドル・ショート」といえば、ドル売りのポジションを指す。反対用語⇒ロングポジション

・GTC(Good Till Cancelled Order)

キャンセルするまで無期限に有効である注文。注文取消をするまで有効である注文システムのこと。

・スクエア

ポジションを保有していない状態。買い残高と売り残高が同じ状態。フラットともいう。

・スプレッド

提示レートの売値と買値の差。

・スリッページ

ストップ注文や逆指値注文が成立するときに起こる、注文レートと実際の約定レートとの差。成行注文の場合は、注文時の表示レートと実際の約定レートとの差。

・スワップポイント

ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、通貨ペア間の金利差を調節するために、その差に基づいて算出される額。

・チャート

出合いレートや提示レート、売買高など様々なデータをグラフ化したもの。チャートで為替動向を分析することを「テクニカル分析」という。

・2WAY プライス

売値と買値を同時に提示すること。

・店頭外国為替証拠金取引(てんとうがいこくかわせしょうきんとりひき)

業者に証拠金を預託し通貨の売買を行う取引で、「FX」「通貨証拠金取引」などともいう。

・特定投資家(とくていとうしか)

金融商品取引業者との取引において、金融商品取引法上の主な行為規制を適用しないなどの規制の柔軟化が図られている投資家。

・成行注文(なりゆきちゅうもん)

レートを指定せず、通貨ペアの別、注文数量、注文の種類(売りまたは買いの別)に限り指定する注文方法。お客様からの注文を当社が受け付けた時の市場レートで約定されるため、お客様の発注時に取引画面に提示されていた取引レートと、実際の約定レートとの間にスリッページが生じることがあります。

・値洗い(ねあらい)

ポジションについて、市場レート(時価)で評価替えを行うこと。

・媒介取引(ばいかいとりひき)

金融商品取引業者がお客様の注文を他の金融商品取引業者にお客様の名前でつなぐ取引。

・約定(やくじょう)

取引が成立すること。

・両建て取引(りょうだてとりひき)

保有するポジションと同じ通貨ペアで、そのポジションとは反対の取引を新たに行い、二つの反対ポジションを同時に保有すること。

・レバレッジ

「テコ」という意味で、取引金額と証拠金の割合(倍数)をレバレッジといい、少額の資金で大きな金額の取引を行うことができる。

・ロスカット

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者がリスク管理のためお客様のポジションを強制的に決済すること。

・ロングポジション

外国為替取引用語で、通貨の「買い持ち」のこと。買い残高が売り残高を超過している状態。「ロング」ともいう。ドル円で「ロング」といえば、ドル買いのポジションを指す。反対用語⇒ショートポジション

・ロールオーバー

店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に決済されなかった建玉を翌営業日に繰り越すこと。

以上

2016年6月 改正